

敗戦直後からの確定債務・休眠口座などの現状に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年三月二十六日

藤田 幸久

参議院議長 山崎 正昭 殿



敗戦直後からの確定債務・休眠口座などの現状に関する再質問主意書

私が提出した「敗戦直後からの確定債務・休眠口座などの現状に関する質問主意書」(第百八十六回国会質問第四二号)に対する三月二十日付け答弁書(内閣参質一八六第四二号)について、以下、再質問する。

一 答弁書の一及び四について

軍事郵便貯金、外地郵便貯金の保管件数をそれぞれ示されたい。

また、日本銀行保管の供託物の件数を示されたい。日本銀行は、現金及び有価証券以外に地金なども保管していると思われるところ、それらの数量及び時価総額を示されたい。

加えて、引揚者等から寄託された旧日本銀行券、国債等及び外国通貨等を保管しているのは、政府のどの部署か、示されたい。それらの部署では、銀行券や国債、通貨等以外に貴金属や貴重品も保管していると思われるところ、それらの数量も明らかにされたい。

なお、旧日本銀行券は現在交換可能であるか。

二 法務局・地方法務局において民事供託金として保管されている未払い賃金などの金額について、件数とともに明らかにされたい。

三 日本年金機構において保管されている未払いの厚生年金などの金額について、件数とともに明らかにされたい。

四 台湾関係の確定債務に関しては、一九九五年（平成七年）以降に当時の額の百二十倍に換算して支払われたと承知している。支払われた件数及び総額を明らかにされたい。また、百二十倍に換算して支払いを行った財源について、併せて明らかにされたい。同支払について、保管されてきた諸口座の残額で賄うことができたのか。そして、支払われた分は既に各確定債務帳簿から除外されたとの理解でよいのか。さらに、請求されなかった残額の処理方法について、明らかにされたい。

日本側の右処理について、台湾側は納得しているのか、依然として請求や不満の声があるのか。

五 前記一から四までの確定債務の処理に関して、二〇〇〇年（平成十二年）以降政府内で議論したことはないのか、政府の見解と併せて示されたい。

右質問する。